

実地指導における主な指摘事項と 自主点検の意義について

実地指導とは

実地指導は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害福祉サービスの質の確保及び給付の適正化を図ることを目的に、実施します。

□ 質の確保

人員、運営、設備等の基準を満たしているかを確認します。

□ 給付の適正化

報酬の請求等に関する事項が守られているかを確認します。

実地指導後の対応

- 実地指導後はおおむね 1 か月後までに結果通知を発送します。
- 結果通知は、文書指摘、口頭指摘、指摘なしの3種類に分類されます。
- 文書指摘は、おおむね 1 か月後までに**改善報告書**を作成し、ご提出ください。
- 口頭指摘は、改善報告書の提出は不要ですが、必要な措置を講じてください。
- 指摘事項は、次回の実地指導時に改善状況を確認します。

実地指導の周期はおおむね 6 年に 1 度のため、その機会だけで運営状況を十分に確認することには限界があります。

そのため、各事業所において定期的に運営状況を振り返り、基準との整合性を自主的に確認・改善していくことが不可欠です。

自主点検は、単なる確認作業ではなく、リスクの未然防止とサービスの質向上につながる重要な取組です。

人員基準の主な確認項目

- 勤務表が作成されているか、適切な勤務体制か
(事業所ごとに毎月、勤務表を作成しているかを確認)
- 勤務実績が記録されているか (実際に人員基準や加算要件を満たしているかを確認)
- 有資格者を配置すべき職に有資格者が配置されているか
(各種研修の修了証、資格者証で事業所が確認を行っているか確認)
- 常勤、非常勤、専従、兼務が基準に沿っているか
(雇用契約書等に記載した内容と実際の勤務状況を確認)
- ~~雇用契約~~ その他の契約により、管理者の指揮命令下にあるか
(雇用契約書、雇用条件通知書、秘密保持誓約書を確認)

運営基準の主な確認項目

- 運営規程と重要事項説明書や広告の内容に相違がないか
- 利用者との契約が適正になされているか
- サービス提供の記録や利用者の確認が適正になされているか
- 苦情、事故の対応マニュアルや記録様式は整備されているか
- 虐待防止・身体拘束適正化のための委員会の議事録や指針、研修の記録があるか
- 業務継続計画に沿って研修や訓練が実施されているか

これまでの主な指摘事項

□ 運営基準

- ・ 必要な**委員会**の議事録や**指針、研修・訓練の記録**がない
- ・ 苦情や事故等に係る記録、管理が不十分であった
- ・ 重要事項説明書について運営規程の概要等、必要な事項の記載が無い
- ・ 職場におけるハラスメントによって従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。
- ・ 常勤・非常勤、専従・兼務等が明らかでない **or** 正しくない

□ 個別支援計画

- ・ アセスメントやモニタリング等を実施した記録が確認できない
- ・ 利用者の同意を得ていない

□ 請求関係

- ・ 加算を算定する根拠となる書類の不備等

自主点検の必要性

これまでの指摘事項は、特定の事業所に限らず、日々の業務の中で誰にでも起こり得る内容です。実地指導はおおむね6年に一度の実施のため、指導の機会だけで全てを把握・是正することは困難です。

これらの不備を放置した場合、報酬の返還や加算の算定不可といった影響にとどまらず、利用者や関係者からの信頼低下にもつながる可能性があります。

そのため、各事業所においては、日頃から基準との適合状況を自主的に確認し、早期に改善していくことが重要です。自主点検は、指導への対応のためだけでなく、リスクの未然防止およびサービスの質の向上につながる取組です。